

町 長	助 役	課 長	主 幹	担 当	合 議

会 長

署名委員

署名委員

第 2 回 上富良野町国民健康保険運営協議会議事録

1 日 時 自 平成 1 8 年 8 月 2 8 日 1 9 時 0 0 分

至 平成 1 8 年 8 月 2 8 日 2 0 時 3 0 分

2 場 所 上富良野町役場 審議室

3 出席者

公 益 代 表 堀 内 慎一郎・花 輪 俊 夫・大 柳 房 子

保険医・薬剤師代表 小 玉 庸 郎

被 保 険 者 代 表 鎌 田 孝 徳・小 松 紀代美

(欠 席 委 員 大 倉 隆 司・小 熊 康 夫・杉 本 隆 一)

事 務 局 町長・町民生活課長・税務課長・高橋主幹

北川主査・宮下主査・吉澤主事・谷主事

4 付議議題

国民健康保険条例の一部改正について

平成 1 8 年度国民健康保険特別会計補正予算について

1 町長挨拶	
町 長	平成 17 年度一般会計決算については、厳しい状況であったが、50%程度の基金積戻しができた。また税の収納関係についても良くなってきている。現年度の収納は厳しいが、過年度については収納状況もよくなってきている。また、滞納者に対する制度の改正等もあり、日々努力しているが相当の不良債権があり、厳しい状況であります但委員の皆さんのご協力をいただきたい。
2 会長挨拶	
会 長	今回は諮問事項が中心ですが、医療制度改正等の報告事項もあります。また、運営状況においては平成 17 年度も黒字ですが、医療法改正に伴い、運営状況等も見直され、今後どうなるか留意していかなければならない。今後とも国保が利用しやすいものとなるようにしていきたい。
	今回の運営委員会の議事録署名委員について事務局案は。
町民生活課長	花輪委員・大柳委員にお願いしたいと思います。
会 長	今回の運営委員会の議事録署名委員は花輪委員・大柳委員にお願いします。
3 報告事項	
(1) 平成 18 年度国民健康保険税納付状況について	
税務課長	(議案 P 1 により説明)
会 長	何か質問・意見等ありませんか。
各委員	(特に意見なし)
(2) 平成 18 年度国民健康保険給付状況について	
宮下主査	(議案 P 2 ~ 1 1 により説明)
会 長	何か質問・意見等ありませんか。
会 長	退職者の 5 月分の療養費が前年と比較すると増えているが、何か理由があるのか
宮下主査	特定の理由はないが、毎年退職者の数が増えているためと考えます。
会 長	退職者は毎年何名程度増えているのか？
宮下主査	年 5 0 名程度で、特に自衛隊退職者が多い。
花輪委員	退官したらすぐ退職医療となるのか。

宮下主査	年金の受給権が発生したからです。
会 長	他に何か質問・意見等ありませんか。
各委員	(特に意見なし)
(3) 国民健康保険税滞納措置実施状況について	
宮下主査	(議案 P 1 2 により説明)
会 長	何か質問・意見等ありませんか。
会 長	資格者証発行の人は今まで保険証を使っていたのか
宮下主査	半分ぐらいはこれまで使っている人です。若い人も中にはいるので、病院に行く必要ない方もいると思います。
花輪委員	全員何らかの保険には加入しないといけないのか
宮下主査	原則国保に全員加入で、社会保険加入した時等により国保を抜けることとなります。
会 長	資格証明書を出してどのような反応があったか。また弁明の感想はどうか。
税務課長	交付後直ぐに来庁し全額納付した者もいるが、無反応の世帯も多い。また弁明の内容では、私的な理由による生活困窮が多く、一部納税に対する誠意がまったく見受けられない者も見受けられた。
会 長	短期 50 世帯は毎年こんなものかな
宮下主査	50 世帯については、更新期間中の世帯数のため、実績としてはまだ増加し、70 世帯程度となる見込みです。
会 長	他に何か質問・意見等ありませんか。
各委員	(特に意見なし)
(4) 医療制度改正について	
宮下主査	(議案 P 1 3 ~ 1 9 により説明)
会 長	何か質問・意見等ありませんか。
花輪委員	住民健診は現在町でやっているが、どう変わるのか
宮下主査	現在は、老人保健法に基づいて保健福祉課で行っているが、20年4月以降は国保や被用者保険の医療保険者が実施しなければならなくなる。
会 長	町として実施する健診受診者数が減るということか。
宮下主査	被用者保険の扶養者の健診を被用者保険が実施することになるため、一応減ることとなります。ただし、全ての被用保険者が加入者全員の健診・保健指導まで

	対応できるのかは疑問。そのための受け皿については、町（＝国保）やることになり、その経費を被用者保険が負担する形となる。
花輪委員	国保がやるといっても、実際には保健師がやっていくのか？また、受診者の負担も変わるのか？
宮下主査	平成 20 年 4 月からは検査項目の変更も予定されており、今後検討される。
花輪委員	健診受診料も全部 3 割に変わるのでは
宮下主査	医療保険と同一の負担割合とすることにはならないと思いますが、現在でも概ね 3 割程度を目途に設定しています。
小玉委員	健診の自己負担額については、各市町村での取り扱いについては統一されてはいない。
会 長	保険料の平準化とはなにか
宮下主査	一定程度の医療費負担を道内国保全体で負担し、その半分を均等（人員割り）に負担することにより、高医療費の国保保険者の負担を下げ、低医療費の国保保険者にも一定程度負担を上げるということです。
会 長	限度額も統一的になるのか。
宮下主査	限度額についてはかわらないと思いますが、各都道府県単位内の国保全体で少しでも医療費を下げる努力をしていかなければならないということです。
会 長	他に何か質問・意見等ありませんか。
各委員	（特に意見なし）
4 諮問事項	
（ 1 ）国民健康保険条例の一部改正について	
宮下主査	（議案 P 2 0 により説明）
会 長	何か質問・意見等ありませんか。
各委員	（特に意見なし）
（ 2 ）平成 18 年度国民健康保険特別会計補正予算について	
宮下主査	（議案 P 2 1 ～ 2 2 により説明）
会 長	何か質問・意見等ありませんか。
各委員	（特に意見なし）
会 長	諮問のありました件について、原案のとおりでよろしいでしょうか。
各委員	（異議なし）

